

# 令和8年度 所得控除早見一覧表

控除の種類		控除額		備考
		所得税	住民税	
基礎控除		(※備考参照)	430,000	(※) 所得税控除額について、合計所得2,400万円以下は下記のとおり変動あり ・132万円以下 : 950,000円 ・366万円超 489万円以下 : 680,000円 ・655万円超 2,350万円以下 : 580,000円 ・2,350万円超 2,400万円以下 : 480,000円 (補足) 2,400万円超 2,450万円以下 所320,000円 住290,000円
配偶者控除	一般	380,000 (※)	330,000 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計所得が58万円以下の配偶者</li> <li>・老人70歳以上の配偶者…昭和31年1月1日以前に生まれた者</li> <li>・内縁は×・再婚はOK・離婚は12月31日判定</li> </ul>
	老人	480,000 (※)	380,000 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業専従者控除の対象とされる配偶者は配偶者控除とれない</li> <li>(※) 納税者の合計所得が900万円以上の場合は別紙参照。納税者の合計所得が1000万円以上は配偶者控除はとれない</li> </ul>
配偶者特別控除		別紙参照		・合計所得が133万円以下の配偶者 ※納税者の所得が1000万円以上はとれない
扶養控除	一般	380,000	330,000	生計を一にする親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族) ・合計所得が48万円以下の人 ※譲渡収入(有)⇒特別控除前の額で判定
	特定	630,000	450,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般扶養(23歳以上70歳未満…H19. 1. 2~H22. 1. 1生)</li> <li>・特定扶養(19歳以上23歳未満…H15. 1. 2~H19. 1. 1生)</li> </ul>
	特定親族特別控除		別紙参照	
	老人	480,000	380,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定親族特別控除(〃)</li> <li>・老人扶養(70歳以上…S31. 1. 1以前生まれ)</li> </ul>
		580,000	450,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡時扶養親族に該当すれば扶養控除はOK</li> <li>・出生日に死亡した場合は扶養控除OK</li> </ul>
障害者控除	普通	270,000	260,000	・普通障害(身体障害3~6級・精神障害2~3級・療育手帳B)
	特別	400,000	300,000	・特別障害(身体障害1~2級・精神障害1級・療育手帳A)
	同居特障	750,000	530,000	※障害者手帳か福祉課から交付された障害者控除対象者認定書が必要
ひとり親控除		350,000	300,000	(前年の12月31日の現況において)(事実実婚状態でパートナーが健在の場合不可) ・未婚、死別、離婚、不明で生計を一にする子(総所得等48万円以下)を有する人 ・合計所得が500万円以下の人
寡婦控除		270,000	260,000	・夫と離婚後、婚姻をせず、子以外の親族を扶養する合計所得500万円以下の人 ・夫と死別後未婚、夫生死不明で、扶養親族無、合計所得500万円以下の人
勤労学生控除		270,000	260,000	・合計所得が85万円以下で、その内給与所得以外の所得が10万円以下の人 (給与收入のみ150万円以下) [専修学校・各種学校・職業訓練を受けるものは、一定の証明書添付、電子不要]
医療費控除		(支払った医療費-保険等により補填された額)-[10万円から「総所得金額の5%」のいずれか低い額] (最高限度額 200万円) ※セルフメディケーション制度は、本人又は生計を一にする配偶者その他親族に係る特定一般用医薬品等購入の場合 ・おむつ使用料は「おむつ使用証明書」または「主治医意見書確認書」が必要・対象年中に支払ったもののみ。治療を受けた日ではない。		
社会保険料控除		支払った保険料の額(国保・国民年金等、1月1日から12月31日の間に支払った額)		
小規模共済掛金		支払った保険料の額(未払い分は控除不可) 証明書を税務署に提出する		
生命保険料控除	(旧)平成23年12月31日以前契約のみ	所得税	~25,000円:全額 ~50,000円:(支払額)×0.5+12,500円 ~100,000円:(支払額)×0.25+25,000円 100,001円~:50,000円 一般と個人年金の両方がある場合は各々上記で求め合算	
		住民税	~15,000円:全額 ~40,000円:(支払額)×0.5+7,500円 ~70,000円:(支払額)×0.25+17,500円 70,001円~:35,000円 一般と個人年金の両方がある場合は各々上記で求め合算	
	(新)平成24年1月1日以後契約のみ	所得税	~20,000円:全額 ~40,000円:(支払額)×0.5+10,000円 ~80,000円:(支払額)×0.25+20,000円 80,001円~:40,000円 一般と介護医療と個人年金がある場合は各々上記で求め合算	
		住民税	~12,000円:全額 ~32,000円:(支払額)×0.5+6,000円 ~56,000円:(支払額)×0.25+14,000円 56,001円~:28,000円 一般と介護医療と個人年金がある場合は各々上記で求め合算【上限70,000円】	
	(旧)と(新)両方の契約	所得税	①と②の各々上記で求め合算 (各控除合計の上限:40,000円 合計額の上限:120,000円)	
		住民税	①と②の各々上記で求め合算 (各控除合計の上限:28,000円 合計額の上限: 70,000円)	
地震保険料控除		地震	~50,000円:全額 50,001円~:50,000円 (最高50,000円)	
		所得税	旧長期 ~10,000円:全額 ~20,000円:(支払額)×0.5+5,000円 20,001円~:15,000円(最高) (10年以上満期払戻金有のある契約で、2006年12月31日以前に保険期間が始まるもの)	
		住民税	地震 ~50,000円:支払額×0.5 50,000円超:25,000円 (最高25,000円) 旧長期 ~5,000円:全額 ~15,000円:(支払額)×0.5+2,500円 15,001円~:10,000円(最高) (10年以上満期払戻金有のある契約で、2006年12月31日以前に保険期間が始まるもの)	
調整控除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度個人住民税分から適用:個人住民税の課税所得金額が200万円以下と200万円以上で違う</li> <li>・200万円以下:人的控除額の差の合計額か個人住民税の課税所得金額のいずれか少ない方の5%</li> <li>・200万円以上:【人的控除額差の合計額-(住民税合計課税所得金額-200万円)】の5% (最低2,500円有)</li> </ul>		

## ○その他参考事項

農業関係	・10アール=1反=1,000m <sup>2</sup> 保有米=28,600円/1俵
白色申告事業専従者控除	・配偶者最高86万円、配偶者以外最高50万円 事業専従者・・納税者の事業に専ら従事する15歳以上(H23年1月1日以前生まれ)の親族
家内労働者等の特例	・家内労働者、外交員、集金人等の事業・雑所得については併せて最高65万円の必要経費が認められる ・給与所得を有する場合は、65万円から給与所得控除額を差し引く(計算書の作成要) ・適用する場合は、申告書B第2表の「特別適用条文等」欄に『措法27』と記入
分離譲渡	・長期譲渡(税率:所得税=15.315%・住民税=5%) 短期譲渡(税率:所得税=30.63%・住民税=9%) 特別控除(長短問わず): (収用) 5,000万円=措法33の4 (居住用) 3,000万円=措法35
住民税非課税	・生活保護者・障害者、未成年(※)、寡婦、ひとり親で合計所得が135万円以下 ・均等割なし: 28万×(本人+扶養者【年少含む】)+16万8千+10万 ※民法改正により、令和5年度から未成年者の対象年齢が18歳未満
住民税所得割非課税	・35万×(本人+扶養者【年少含む】)+32万+10万(分離課税分除く)